

庁議(局・区政策会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 30 日

案件名	相模原市障害者扶養共済制度条例の改正について										
所管	健康福祉	局	福祉	部	障害福祉サービス	課	担当者		内線		
概要	成年被後見人等であることを理由に、一律に資格等から排除されることは、成年被後見人等の権利を侵害し、制度利用の促進を妨げている。そのため国は、成年被後見人等の欠格条項を、資格等に相応しい能力の有無により個別的に審査・判断する仕組みへと見直すこととし、令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)」の公布により関係規定の整備を行った。相模原市障害者扶養共済制度条例においても、同様の欠格条項について改正するもの。										
審議内容(論点)	相模原市障害者扶養共済制度条例(平成21年相模原市条例第60号)改正案について										
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名									
審議日	関係課長会議	令和元	年	7	月	24	日	政策調整会議	年	月	日
	局・区政策会議	令和元	年	8	月	2	日	政策決定会議	年	月	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会上程時期	令和元年9月		定例会議	報道への情報提供	なし		
	パブリックコメント	なし		時期				議会への情報提供	なし		
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等	なし						
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整		総務法制課				改正内容・スケジュール等				調整済
	打合せ・会議の経過										
	月日		会議名等				内容				
備考											
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局政策会議)				
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課 中央障害福祉相談課		総務法制課 健康福祉総務室			地域福祉課 消防総務課		障害政策課 障害福祉サービス課			
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>現在の条例でも実際には改正案と同様の内容で運用しており、実質変更なしということではないか。</p> <p>実質変わらないものと考えている。なお、改正後の年金管理者の確認について、国は「判断に当たっては、例えば口頭での確認等により、都道府県・指定都市において適切に行う」としているが、本市では口頭の確認と合わせて、年金管理者の指定をする際に記入してもらう誓約書に文面を追加することなどを検討している。</p> <p>判断基準のようなものは定めなくていいのか。</p> <p>具体的に精神手帳 級などと定めてしまうと、個別的に審査・判断するという趣旨に合わなくなってしまうため、難しい。</p> <p>改正案中の、「精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とはどのような方か。</p> <p>国は、「認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方」と解釈している。</p> <p>改正案の文案は、国の準則どおりでいいか。例えば欠格条項から成年被後見人の記載を削除するなどはできないか。</p> <p>文案については国の通知や国会での答弁などを確認する。また、欠格条項そのものを削除することは、障害者に代わって年金を受領し管理するという年金管理者の性質上難しい。</p> <p>他の政令市の状況は。</p> <p>独自の条例を定めている横浜市を除くほぼ全ての政令市が、9月議会で本市と同様の改正を予定している。</p> <p>今回の改正を受けた周知はどのようにするのか。</p> <p>新規加入者に対しては、加入時に窓口等で周知を行い、すでに年金管理者を指定している加入者には、年金受給開始時及び年1回の現況確認時に個別に周知する。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

成年被後見人等であることを理由に、一律に資格等から排除されることは、成年被後見人等の権利を侵害し、制度利用の促進を妨げている。そのため国は、成年被後見人等の欠格条項を、資格等に相応しい能力の有無により個別的に審査・判断する仕組みへと見直すこととし、令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」の公布により関係規定の整備を行った。相模原市障害者扶養共済制度条例においても、同様の欠格条項について改正するもの。

(2) 改正案の概要

相模原市障害者扶養共済制度条例(平成21年相模原市条例第60号)

年金管理者になり得る者か否かを、個人の能力で判断するよう欠格条項を改めるもの。

< 現行 >

(年金管理者)

第12条 加入者は、その扶養する障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

(1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人

(2) 破産者であって復権を得ないもの

3 (略)

< 改正案 >

(年金管理者)

第12条 加入者は、その扶養する障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 (略)

(3) 事業スケジュール

令和元年 7月 庁議

8月 議会上程

施行日 = 公布日

庁議(局・区政策会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 30 日

案件名	無料低額宿泊事業を行う施設の設備及び運営に関する基準の条例化について										
所管	健康福祉	局区	福祉	部	地域福祉	課	担当者		内線		
概要	社会福祉法の一部を改正する法律が平成30年6月8日に公布(施行:令和2年4月1日)され、社会福祉法第68条の5(社会福祉住居施設の基準)が創設されたことに伴い、同法に基づく基準省令が令和元年8月初旬に公布される見込みとなっている。これに伴い、無料低額宿泊事業を行う施設の設備及び運営に関する基準の条例化を行うもの。										
審議内容(論点)	無料低額宿泊事業を行う施設の設備及び運営に関する基準の条例化について										
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名									
審議日	関係課長会議	令和元	年	7	月	24	日	政策調整会議	年	月	日
	局・区政策会議	令和元	年	8	月	2	日	政策決定会議	年	月	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会上程時期	令和元年12月		定例会議	報道への情報提供	なし		
	パブリックコメント	あり		時期	令和1年9月		議会への情報提供	部会	令和1年9月		
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等	なし						
検討経過等	関係部局等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整		総務法制課				条例内容・スケジュールについて				調整中
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等				内容					
	R1.5.20	9都県市情報交換会				条例策定への情報交換・独自基準の調整					
	R1.5.29	神奈川県内五県市情報交換会				条例策定への情報交換・独自基準の調整					
	R1.6.27	9都県市情報交換会				条例策定への情報交換・独自基準の調整					
R1.7.10	防火安全対策連絡会(庁内)				当該条例策定についての情報提供						
R1.7.19	神奈川県内五県市情報交換会				条例策定への情報交換・独自基準の調整						
備考											
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局政策会議)				
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課(代) 生活衛生課 健康福祉総務室		総務法制課 建築・住まい政策課(代) 地域福祉課		中央第1生活支援課 建築審査課		中央第2生活支援課 予防課				
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>床面積基準の経過措置について、期限を定めることは難しいか。 ハード面の話となるため一律の期間を定めることは難しい。個別に協議を行い、早期改善を指導していく。 ○消防法上建築物の規模に応じて設置義務が決まっているが、今回の条例との整合性は。 省令上は、消防法の規定に遵守となっている。消防法の規定が優先となる。 ○契約期間が1年以内とあるが、1年以上入居している方はいるか。また、契約更新の可能性は。 1年以上の方もいる。国は終の棲家としての位置付けも考えている。本人の意向及び利用の必要性があれば、更新可能。 ○床面積基準を厳しくすると定員が減少すると思われるが、現在入所している方の対応は。 改善が必要な施設は、改修工事より同規模の施設に移転するケースが多いと想定しているため問題ない。 ○パブリックコメントの他市の実施予定はどうか 全ての自治体で行うわけではない。本市は、新規条例制定の場合には基本パブリックコメントを実施することとしている。 ○条例の構成について ・基準条例制定における基本的な考え方はあるものの、理由があれば例外も考えられるため、引き続き調整を行う。</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>市内ホームレス数の減少に影響を与えたか。 生活保護制度を利用して無料低額宿泊所へ入居している。全国的にホームレスが減少した要因になっている。 居室床面積の改善命令に伴い居所を追われることはないか。また、市がその受け皿になることはないか。 改修するよりも社員寮等の空き物件へ移転すると想定している。近年は定員を下回っている。 基準を設けることで質の悪い施設が増加しないか。 改善や業務停止命令により劣悪な宿泊所を排除することになる。入居者の転居支援を行う。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

無料低額宿泊所の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に生活保護制度利用者等を住ませ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収するいわゆる「貧困ビジネス」を行う施設が存在する。

それらの悪質な業者が存在し、居住環境等の改善を促すため指導はするものの、現在の「ガイドライン」という形では、法的拘束力がなく、規制が困難なため、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政が改善命令、勧告・公表などを行うことができるよう、法令上の必要な規定の整備を行い、いわゆる「貧困ビジネス」の規制強化を行うもの。

平成30年6月8日に社会福祉法の一部改正(令和2年4月1日施行)が行われ、
・無料低額宿泊所など住居の用に供するための施設を設置して行う第2種社会福祉事業を「社会福祉住居施設」(社会福祉法第68条の2)と定義し、
・社会福祉住居施設の基準(社会福祉法第68条の5)を規定し、最低基準を条例で定めなければならないと規定されたため、条例を制定するもの。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設である。

(2) 条例の概要

独自基準は以下のとおりとし、その他は省令のとおりとする。

【標準とすべき基準】第12条第6項第1号八 ただし書きを除く(8縣市統一)

省令 第12条第6項第1号八

一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 事業スケジュール

- ・令和元年8月 庁議
- ・令和元年9月 市議会への報告(民生部会)
- ・令和元年9月 パブリックコメント等
- ・令和元年12月議会上程

(4) 市民等への周知、合意形成

- ・令和2年1月 事業者への説明会の実施

(5) 事業実施の効果

法令に基づく最低基準を設けることにより、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対して、行政が改善命令などを行うことが可能となり、利用者にとってより良い住環境・生活の質が確保される。

1 相模原市障害者扶養共済制度条例の改正について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

法律の施行日と条例の施行日が一致しないが問題はないのか。

今回の改正は、法律(成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律)の施行を踏まえた7月8日付け厚生労働省通知に基づいて行うものである。欠格条項に係る内容であることから、直近の9月議会に提案し、法律の施行日を待たず、公布日施行することで問題はない。

障害者扶養共済制度の加入者の推移はどうか。

現在181人だが、少しずつ減少してきている。

共済制度の周知はどのように行っているか。

国が作成したリーフレット類を特別支援学校等に配架している。

条例改正の周知はどう行っていくのか。

ホームページで公表し、現況届の際などに周知していく。新規の加入者には窓口で説明していく。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

2 無料低額宿泊事業を行う施設の設備及び運営に関する基準の条例化について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

届出時期は変わるのか。

これまでは事後届出だが、法律改正後は事前届出となる。

職員数の基準はないのか。

省令では、施設長は1名となっているが、職員数の定めはなく、サービスに応じて適正に配置することとされている。

社会福祉審議会には諮らないのか。

高齢者福祉等専門分科会に諮る方向で調整している。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上